資料５

平成１６年度　中小企業対策

概算要求・財政投融資要求及び税制改正意見の概要

平成１６年度中小企業対策概算要求及び財政投融資要求の概要・・１

平成１６年度中小企業関係税制改正意見の概要・・・・・・・・・１０

平成１５年８月
中小企業庁

平成１６年度　中小企業対策
概算要求及び財政投融資要求の概要

Ⅰ．基本的考え方

我が国全体の景気は、おおむね横ばいとなっているが、中小企業の景況は、一進一退で推移しており、大企業に比べて業況回復の遅れがみられる。また、中小企業を巡る資金供給は依然厳しい状況にある。

このような経済状況の下、やる気と能力ある中小企業に対して円滑な資金供給を確保するとともに、創業や新事業、新分野へ挑戦する中小企業の育成・発展を促し、我が国経済活性化・競争力強化を推進するため、以下の３つの考え方を基本に概算要求及び財政投融資要求を行う。

(1)金融セーフティネットと再生支援

厳しい経済環境の中で、証券化支援など新しい金融手法への支援を行うとともに、やる気と能力ある中小企業が破綻する事態を回避するため、金融セーフティネット対策に万全を期す。また、中小企業の再生支援の充実を図る。

(2)挑戦する中小企業への支援

創業・新事業への挑戦を強力に後押しし、経済活性化と雇用拡大の原動力である元気な中小企業を育成するため、技術革新、人材の育成・充実、市場創出等に挑戦する中小企業に対して、強力かつ多面的な支援を行う。

(3)商店街等の中小商業活性化支援

地方経済の停滞が続き、消費者の選別が厳しくなる等、中小商業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、商店街等の中小商業の活性化を図るため、中小商業者の経営革新、新規開業等の自助努力に対して支援を行う。

Ⅱ．概算要求額及び財政投融資要求額

(1)概算要求額

平成１６年度要求額	平成１５年度予算額	対前年増減
１，４４６億円	１，２９５億円	１５０億円

（注）千円単位の積み上げベースでの対前年増減は、１５０億円

※この他、財務省、厚生労働省において、４７７億円を計上（平成１５年度：４３３億円）

・中小企業総合事業団（保険部門）に対する出資等（財務省計上）：４３４．３億円

・独立行政法人勤労者退職金共済機構に対する運営費交付金（厚生労働省計上）

：４２．５億円

(2)財政投融資要求額（貸付規模）

単位：億円

	16年度計画	15年度当初計画	14年度実績
中小企業金融公庫	注1 １９，０００	１９，０００	１６，４９７
国民生活金融公庫 注2	注3 ３１，５００	３１，５００	２６，３２３
（うちマル経）	５，５００	５，５００	２，５７９
商工組合中央金庫	注4 １８，５００	１８，５００	１８，６９４

（注１）　予想し難い経済事情の変動その他やむを得ない事情により、計画額に不足が生じる見込みが明らかになった場合には、財投からの借入及び債券限度額について５割を限度に増額することができる(弾力条項)ので、最大27,243億円の貸付規模を確保することが可能。

（注２）　国民生活金融公庫は普通貸付ベース。

（注３）　上記弾力条項に基づき、仮に弾力性の効果を全て普通貸付に振り向ければ、最大で51,805億円の貸付規模を確保することが可能。

（注４）　商工組合中央金庫の貸付規模については、実需に応じ債券発行等による資金調達を的確に行い、所要の規模を確保することが可能。（平成16年度貸付規模計画（長期貸出額のみ）18,500億円）

III. 重点項目

Ｉ　金融セーフティネットと再生支援

資金繰り等依然厳しい状況の中で、証券化支援など新しい金融手法への支援を行うとともに、やる気と能力ある中小企業が破綻に追い込まれる事態を回避するため、金融セーフティネット対策に万全を期す。また、中小企業の再生支援の充実を図る。

１．金融セーフティネット対策

セーフティネット保証・貸付等の充実

現下の厳しい経済環境の下、中小企業向け貸付債権の証券化に対する支援を強化するとともに、挑戦する意欲と能力ある中小企業までが経営破綻に追い込まれるような事態を回避するため、引き続き、セーフティネット対策に万全を図る。

	１６年度要求額	１５年度予算額
セーフティネット保証・貸付等	２７．０億円	（１２．０億円）

２．再生支援

中小企業再生支援協議会事業

中小企業の再生を一層加速するため、窓口相談、再生計画策定支援業務の強化、再生計画策定後の計画実施のフォローアップの充実等事業の拡充を行うことにより、中小企業再生支援協議会の強化を図っていく。

	１６年度要求額	１５年度予算額
中小企業再生支援協議会事業	２６．８億円	（１８．５億円）

Ⅱ　挑戦する中小企業への支援

我が国の将来を担う、やる気と能力ある中小企業による新事業・分野への挑戦や、個人による創業への挑戦に対して、技術面・人材面・経営面など多面的に後押し、元気な中小企業を育成・支援する。

１．技術革新支援

優れた技術シーズの開花を支援することにより、個人の創業や中小企業の新事業展開に拍車をかけるとともに、中小企業ながら優れた技術力により世界に冠たる地位を有する企業を多数輩出するため、技術開発を強力に推進する。

(1)中小・ベンチャー企業のスタートアップ支援（技術シーズ、ビジネスアイディアに対する事業化支援）

実用化開発、技術評価、知的財産取得等に対する資金面での助成とともに、ビジネスプランの具体化・実用化に向けたコンサルティング等を一体的に実施することにより、事業性・新規性の高い技術シーズ、ビジネスアイディアを持つ中小・ベンチャー企業等の事業化を技術面と経営面から強力に支援する。

	１６年度要求額	１５年度予算額
中小企業・ベンチャー挑戦支援事業	３５．５億円	（新　　規）

(2)中小製造業の戦略的基盤技術開発プロジェクト

我が国製造業の国際競争力を強化するため、基盤的・戦略的分野（金型・ロボット部品分野）の技術開発プロジェクトを推進する。

	１６年度要求額	１５年度予算額
戦略的基盤技術力強化事業	３１．７億円	（３１．９億円）

(3)中小企業の創造的技術開発の支援

中小企業による創造的な技術開発による全国レベルの新事業・新分野への進出を強力に支援する。

	１６年度要求額	１５年度予算額
創造技術研究開発事業	３０．２億円	（３０.２億円）

２．人材の育成・充実の支援

創業や新事業展開を成功させるためには、経営・マーケティング戦略等を構築できる優れた人材の育成・充実が重要。創業予定者や若手後継者に企業経営の能力開発支援を行うとともに、企業や国の研究機関等のＯＢが有する経営ノウハウや技術力をベンチャー・中小企業に結びつけることで創業や経営革新を支援する。

(1)人材育成の支援

創業希望者の経験・潜在能力の掘り起こしを行い、企業経営の能力開発支援を行うとともに、先導的な経営革新企業の育成を行うため、人材育成事業の充実を図る。特に創業塾については、創業予定者に加え、新事業展開等を目指す既に事業を営んでいる者や若手後継者等を対象にした、「第二創業コース」を新たに設定し拡充を図る。

	１６年度要求額	１５年度予算額
創業塾等による人材育成事業	３７．５億円	（３１.９億円）

(2)人材の充実（マッチング）支援

中小・ベンチャー企業の事業展開に不足しがちな、経営戦略等を助言する人材（企業等のＯＢ）の掘り起こし等を行い、ＯＢ人材を活用し新事業展開を図ろうとする中小企業とのマッチングを支援する。また、我が国中小企業の現地法人等の経営者、技術者等の人材育成を行い、海外事業活動を円滑に展開するための支援を行う。

	１６年度要求額	１５年度予算額
中小・ﾍﾞﾝﾁｬｰ企業人材ﾏｯﾁﾝｸﾞ事業	１２．１億円	（１１.１億円）

(3)若年者対策

若年者を対象に、カウンセリング、研修、インターンシップ等の一貫したサービスを提供するﾜﾝｽﾄｯﾌﾟｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰを整備することにより地域産業の活性化・高度化を図る。また、「体験参加型」起業家教育プログラムの学校現場への普及・定着を図るとともに、総合的な起業支援サービスや実践型インターンシップ事業などを展開し、起業・独立を目指す挑戦者を育成・輩出する。その他、我が国経済を牽引する高度な能力を持った人材育成を図るため、技術経営（ＭＯＴ）等の我が国経済を牽引する高度な能力を持った人材育成のための環境整備を図る。

	１６年度要求額	１５年度予算額
若年者を対象とした人材支援事業	１１４．９億円	（１１．２億円）

３．新市場創出支援

潜在力ある優れたビジネスアイディア等を掘り起こし、事業化に結びつけるため、実務的なアドバイス等の経営支援を総合的に行うとともに、外部資源の活用した柔軟な組織の連携による新事業進出等を促進する。また、潜在的に国際優位性を持つと見込まれる商品開発に対して高い評価（ジャパンブランド）を確立するべく、国際的な視点を有する専門家の活用等を図るとともに、国内外の市場への中小企業の進出（販路拡大）を支援する。これらを通じて、中小企業を主体として新たな市場の創出を支援する

(1)経営革新計画作成支援

新たな事業の開拓を目指して経営革新に取り組む中小企業を支援するため、積極的に経営革新に取り組んでいる中小企業の掘り起こしを行い、各企業ニーズに応じた専門的・実践的アドバイス等を行い、経営革新支援法の経営革新計画の作成支援等を総合的に行う。

	１６年度要求額	１５年度予算額
新事業開拓支援事業	７．５億円	（新　　規）

(2)ＩＴを活用した経営革新支援

ＩＴを活用した経営革新を支援するため、地域でモデルとなりうる企業間ネットワーク・システム等の開発・導入を行う中小企業者を支援する。

	１６年度要求額	１５年度予算額
ＩＴ活用型経営革新モデル事業	１１．８億円	（７.０億円）

(3)新たな連携による新事業進出支援

中小企業の新事業進出等を支援するため、人材、情報、技術等のソフトな経営資源である「人的資産・無形資産」を活用した個人、組合、企業、研究機関、ＮＰＯなどによる事業を軸にした新たな連携の形態（フォーメーション、パイロット事業）を支援する。

	１６年度要求額	１５年度予算額
新連携組織対策委託事業	６．０億円	（新　規）

(4)中小・ベンチャー企業のスタートアップ支援（技術シーズ、ビジネスアイディアに対する事業化支援）　[再掲]

実用化開発、技術評価、知的財産取得等に対する資金面での助成とともに、ビジネスプランの具体化・実用化に向けたコンサルティング等を一体的に実施することにより、事業性・新規性の高い技術シーズ、ビジネスアイディアを持つ中小・ベンチャー企業等の事業化を、技術面と経営面から強力に支援する。

	１６年度要求額	１５年度予算額
中小企業・ベンチャー挑戦支援事業	３５．５億円	（新　規）

(5)ＪＡＰＡＮブランド育成支援事業

個別の企業が各地域の特性等を生かした製品等の価値をさらに高めたり、地域の企業集積においてその構造改革を促進することにより、海外を含む広域マーケットにも通じる各企業や地域に対する高い評価を確立すべく、各商工会・商工会議所において、地域企業等をコーディネートしつつ行う、マーケットリサーチ、新商品開発、デザイン開発、展示会出展等のプロジェクトについて総合的な育成支援を行う。（海外市場展開等に係るサポートについては、ＪＥＴＲＯと緊密に連携して実施）

	１６年度要求額	１５年度予算額
JAPANブランド育成支援事業	９.３億円	（新　　規）

(6)海外展開を通じた販路拡大支援

海外市場との取引拡大のため、輸出関連相談から個別商談のマッチングまでビジネス活動の各段階での企業ニーズに即した支援を行う。また、自社ブランドでは国際競争が確立されていないが、技術力、デザイン力等を有する中堅中小企業について「ジャパンブランド」として海外取引を促進するため、大規模見本市への参加等に対する支援を行う。

	１６年度要求額	１５年度予算額
輸出支援事業	１２．３億円	（３．４億円）

(7)ビジネスフェア等による販路拡大等支援

交流会、展示会等の開催により、経営革新、新事業の創出に取り組む中小企業・ベンチャー企業群の創出や経営革新法承認企業間等のネットワークの構築を図るとともに、経営革新、新事業の創出に取り組む中小企業・ベンチャー企業の販路拡大、資金調達等を支援する。

	１６年度要求額	１５年度予算額
経営革新・創業支援事業	４．３億円	（２．９億円）

III　商店街等の中小商業活性化支援

現下の厳しい地方経済の状況の中で、中小商業の活性化を図るため、商業関係者の人材育成、新規創業、大型空き店舗対策等に対する支援を行う。

(1)商店街等が行う中小商業活性化に対する総合支援

中心市街地等の中小商業活性化を図るため、ＴＭＯ事業の推進を担う専門人材確保、創業人材育成（商人塾）に対する支援を行う。また、ＴＭＯ、商店街振興組合等が行う、商業基盤施設等の整備や、チャレンジショップ、コミュニティ施設の運営等のソフト事業を総合的に支援する。

商店街等における商業基盤施設の整備、ソフト支援事業、人材支援

	１６年度要求額	１５年度予算額
商店街等における商業基盤施設の整備、ソフト支援事業、人材支援	３７．１億円	（３２．４億円）

(2) 大型空き店舗対策支援

大型空き店舗を賃借して新規商業店舗等を適正に配置し、魅力ある商業施設を実現する際に、賃借料や改装費、テナント運営等の専門家派遣に必要な経費を最長３年間支援（１６年度からは、大型空き店舗の活用と併せて、大型空き店舗と近接する商店街における駐車場整備などの事業も支援)。

	１６年度要求額	１５年度予算額
大型空き店舗活用支援事業	３．５億円	（２．５億円）

平成１６年度　中小企業関係税制改正意見の概要

～中小企業の活力を引き出す税制改革～

○基本的視点

◆中小企業の活力を引き出す

◆中小企業の事業承継の円滑化を図る

◆やる気と能力にあふれるベンチャー・中小企業が資金調達しやすい環境をつくる

１．欠損金に係る制度（繰越期間・繰戻還付）の見直し

現行の極めて限定的な欠損金の繰越・繰戻還付制度は右肩上がりの経済を前提としたもの。現在の経済状況では中小企業は累積欠損を解消することが極めて困難。一方で、金融機関が不良債権処理を加速した場合、解消しきれない累積欠損に苦しむ中小企業が真っ先に切り捨てられることとなる。

このため、将来ある中小企業が税制の歪みにより淘汰されるのを防止するため、欠損金制度を見直す。

（１）欠損金の１年間繰戻還付を認める。

（２）欠損金の繰越期間を５年から７年に延長する。

２．中小企業投資促進税制の延長

長引く景気低迷の中、中小企業の設備投資は低調であり、生産設備は老朽化。このままでは、企業の生産性は低下し、国際競争力の地盤沈下や更なる空洞化が懸念される。このため、資金繰りの厳しい中で思い切った設備投資を可能とする中小企業投資促進税制の延長を行う。

３．中小企業の事業承継等に資する非上場株式の譲渡益課税等の軽減・見直し

中小企業の事業承継は相続に限られない。適当な後継者がなく親族以外に経営を引き継ぐ場合や、Ｍ＆Ａによる経営の引き継ぎも経済活力や雇用を守る上で重要。しかし、現在、非上場株式の譲渡益課税は、上場株式に比べ著しく不公平。従って、事業承継の円滑化のため、非上場株式の譲渡益課税の軽減を図るべき。

また、相続人が相続税納税資金確保のために会社へ自己株式を売却した場合、みなし配当とされ、高税率（最高５０％）により課税される（上場株式は譲渡益課税で現行１０％）。せっかく相続税を納めようと努力している中小企業にさらに過重な税負担を課すことは不合理であり、このような公平性を失した課税は是正すべき。

（１）中小企業の事業承継等を支援するため、非上場株式の譲渡益に係る税率の軽減（２６％→２０％）等を行う。

（２）事業承継の円滑化等を図るため、相続時の納税資金確保等のために金庫株を活用しても、みなし配当課税とせず、上場株式と同様に譲渡益課税とする。

４．中小企業の事業承継の円滑化

　中小企業は付加価値を生み出す経済活力の原動力。それが、相続税の過重な負担のために次世代に継承されないことは、我が国経済にとって大きな損失。欧米では、遺産税（相続税）の廃止（米国)、事業用資産に対する１００％課税免除（英国）など大胆な事業承継対策が講じられており、我が国においても中小企業の事業承継を円滑にするための制度強化に引き続き取り組むことが重要。

（１）自社株に対する軽減措置の拡充
　　　相続税の課税価格の１０％軽減措置を５０％軽減に拡充等

（２）取引相場のない株式等に係る評価方法の更なる適正化

（３）事業用資産に係る包括的な軽減措置の導入

５．その他の中小企業関係税制

（国税関係）

（１）中小企業技術基盤強化税制の拡充として、専門的知識をもって試験研究の業務に専ら従事する者の人件費とされている試験研究費に、研究兼務者の人件費を追加する。

（２）個人事業主と法人事業主の税負担の公平を図るため、青色申告者に対する事業主報酬制度として、個人事業主の勤労性を考慮した新たな控除制度を創設する。

（３）創業５年以内の中小企業、中小企業経営革新支援法の認定事業者について欠損金の１年間の繰戻還付を認める措置の適用期限を２年間延長する。

（４）創業１０年以内の中小企業、新事業創出促進法認定企業並びに試験研究費及び開発費が３％以上の中小企業に係る留保金課税の停止措置の適用期限を２年間延長する。

（５）中心市街地において活性化の核となる商業施設等について８％又は１２％の特別償却を認める商業施設等の特別償却制度（中心市街地活性化法関連）の適用期限を２年間延長する。

（６）火災共済協同組合及び同連合会が異常危険準備金を積み立てたときに損金算入を認める特例措置（保険会社等の異常危険準備金）の適用期限を５年間延長する。

(地方税関係)

（１）中小企業等の試験研究費に係る特例の拡充として、専門的知識をもって試験研究の業務に専ら従事する者の人件費とされている試験研究費に、研究兼務者の人件費を追加する

（２）事業税の外形標準課税部分の課税ベース（資本割）について次の特例を創設する。
①国等から出資が行われている一定の株式会社に係る特例
②創業期の研究開発型ベンチャー企業に係る特例